

# 松本市通所型サービス基準

分類	現行型	通所型サービスA	通所型サービスC (通所介護事業者)	通所型サービスC (スポーツクラブ等を利用したサービス)
人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 15人未満 専従1以上 15人以上 15人を超える部分の数を5で除して得た数に専従の1を加えた数以上確保されるための必要数（生活相談員・介護職員の1以上は常勤）</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に必要数</li> </ul> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 専従1以上</li> <li>・保健・医療の専門職※2 専従1以上</li> <li>・従事者 10人未満 専従1以上 10人以上 10人を超える部分の数を10で除して得た数に専従の1を加えた数以上確保されるための必要数</li> </ul> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※1 専従1以上</li> <li>・保健・医療の専門職※2 専従1以上</li> <li>・従事者※3 10人未満 専従1以上 10人以上 10人を超える部分の数を10で除して得た数に専従の1を加えた数以上確保されるための必要数</li> </ul> <p>※1 ※2 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等 ※3 集団への体操指導の経験のある健康運動指導士、介護予防運動指導員、健康運動実践指導者、スポーツプログラマー、トレーニング指導士などの指導員1以上</p>
設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> <li>・送迎ができる体制を整える事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> <li>・送迎ができる体制を整える事</li> <li>・3時間以上のサービス提供</li> <li>・週1回以上の開催</li> <li>・一人当たり週2回の利用が限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練室 サービスを実施するために必要な広さ</li> <li>・必要な設備・備品</li> <li>・送迎ができる体制を整える事</li> <li>・2時間以上のサービス提供</li> <li>・1クール6ヶ月</li> <li>・通年実施</li> <li>・週1回の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練室 サービスを実施するために必要な広さ</li> <li>・必要な設備・備品</li> <li>・送迎ができる体制を整える事</li> <li>・2時間以上のサービス提供</li> <li>・1クール6ヶ月</li> <li>・通年実施</li> <li>・週1回の開催</li> </ul>
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・地域包括支援センター等との連携</li> <li>・介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供</li> <li>・介護予防ケアプランの変更の援助</li> <li>・サービス提供の記録・整備</li> <li>・利用料等の受領・証明書の交付</li> <li>・緊急時等の対応</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規定</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・従事者または従事者であったものの秘密保持</li> <li>・地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域との連携</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>